



食安発0326第1号
25水漁第1753号
平成26年3月26日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

水 産 庁 長 官

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ベトナム向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知：最終改正 平成24年8月27日付け食安発0827第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、24水漁第972号水産庁長官通知）中の別紙「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」（以下「旧要領」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、ベトナム政府との協議を踏まえ、旧要領を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、改正後の「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」（以下「改正要領」という。）に基づき対応いただくとともに、下記の事項に留意の上、取扱い願います。

記

第1 改正の要旨

(1) 登録の対象となる最終加工施設の要件等の変更

ベトナム国内での消費を目的とする水産食品を輸出する場合、旧要領においては、最終的に製造（製造を行わない場合にあっては保管をいう。）を行う施設について事前登録が求められていましたが、改正要領においては、旧要領に示される要件（営業許可等）に加え、ベトナム側の要求に基づき、以下のア～ウの処理のうち少なくとも1つ以上の処を行っている施設を最終加工施設として登録の対象とします（ア～ウのいずれの処理も行わず、水産食品の保管のみを行う施設は登録の対象外となります。）。

- ア 頭尾等の切り落としや内蔵の除去、フィレや切り身等の処理
- イ 乾燥、調味、加熱、塩蔵、凍結等の処理
- ウ 食品に接触する包装処理

(2) 衛生証明書の発行手続の変更

ア ベトナム国内での消費を目的とする水産食品を輸出する場合

（1）の要件を満たし事前に登録された最終加工施設において加工された水産食品に対し、衛生証明書を発行することとします。

イ 全量がベトナムから再輸出される水産食品を輸出する場合

原則、（1）の要件を満たした最終加工施設において加工された水産食品に対し、衛生証明書を発行することになりますが、輸入届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で（1）のア～ウのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出される水産食品については、最終保管施設において保管されたものに対し、衛生証明書の発行を行うものとします。

第2 運用期日

改正要領に基づく取扱いは、即日施行としますが、旧要領に基づき既に登録された施設の取扱い及び同施設で取扱われた水産食品に対する衛生証明書の発行については、輸出に与える影響を考慮し、旧要領に基づく運用を平成27年3月31日まで暫定的に認めることとします。

「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">ベトナム向け輸出水産食品取扱要領</p> <p>1. 目的 本要領は、ベトナム向けに輸出される水産食品について、<u>ベトナム政府より輸出国の管轄当局が発行した衛生証明書又は食用水産品証明書の添付が求められていること</u>から、これらの手続及びその他必要な事項を定めるものである。</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1) <u>ベトナム向け輸出水産食品</u>：日本からベトナムに輸出される水産食品<u>であって、3.の条件に適合するもの。</u></p> <p>(2) <u>最終取扱施設</u>：最終加工施設及び最終保管施設のことをいう。</p> <p>(3) <u>最終加工施設</u>：ベトナム向け輸出水産食品を最終的に加工する施設。</p> <p>(4) <u>最終保管施設</u>：ベトナム向け輸出水産食品を最終的に保管する施設。</p> <p>(5) <u>施設登録者</u>：ベトナム国内での消費を目的として、ベトナム向け輸出水産食品を最終的に加工する者。</p> <p>(6) <u>輸出者</u>：ベトナム向け輸出水産食品を輸出しようとする者。</p> <p>(7) <u>加工流通課</u>：水産庁漁政部加工流通課。</p> <p>(8) <u>監視安全課</u>：厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課。</p> <p>(9) <u>施設登録担当部局</u>：施設が所在する都道府県の水産業を所管する部局。</p> <p>(10) <u>都道府県等</u>：都道府県、保健所を設置する市及び特別区。</p> <p>3. ベトナム向け輸出水産食品の条件 ベトナム向けに輸出される水産食品は、次のいずれかの要件に適合すること。</p>	<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">ベトナム向け輸出水産食品取扱要領</p> <p>1. 目的 本要領は、ベトナム向け輸出水産食品について、<u>最終施設等（最終施設等において取り扱われる水産食品の全量がベトナム国内にて他国向けに再輸出される製品の原料となる場合を除く。）の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した衛生証明書又は食用水産品証明書の添付が求められていること</u>から、これらの手続及びその他必要な事項を定めるものである。</p> <p>2. ベトナム向け輸出水産食品の条件 ベトナム向けに輸出される水産食品は、次のいずれかの要件に適合すること。</p>

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下、「法」という。）に適合した水産動物及びこれらの加工品（活水産動物を除く。）
 (2) (略)

4. ベトナム向け輸出水産食品最終取扱施設等の要件

(1) 輸出する水産食品が3.(1)に該当し、ベトナム国内での消費を目的とする場合

最終加工施設は、以下のア～ウのいずれかの要件に適合し、かつエ～カの少なくとも1つ以上の処理を行っていること。

ア 法第52条に基づく営業許可を有すること。

イ 条例に基づく食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を行っていること。

ウ 法第30条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能（食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均90点以上）であること。

エ 頭尾等の切り落としや内蔵の除去、フィレや切り身等の処理を行っていること。

オ 乾燥、調味、加熱、塩蔵、凍結等の処理を行っていること。

カ 食品に接触する包装処理を行っていること。

(2) 輸出する水産食品が3.(1)に該当し、全量がベトナムから再輸出される場合

最終取扱施設は、以下のいずれかの要件に適合すること。

ア 最終加工施設は、(1)の要件に適合すること。

イ 法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で(1)のエ～カのいずれの処理も行わない（輸入時の状態を維持した）場合にあっては、最終保管施設は、(1)のア～ウのいずれかの要件に適合すること。

(3) 輸出する水産食品が3.(2)に該当する場合

漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいる養殖場であること。

5. 最終加工施設の登録手続

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下、「法」という。）に適合した水産動物並びにこれらの加工品（活水産動物を除く。）
 (2) (略)

3. ベトナム向け輸出水産食品製造施設等の要件

ベトナム向け輸出水産食品を最終的に製造（製造を行わない場合にあっては保管をいう。以下同じ。）する施設は、次のいずれかの要件に適合すること。

(1) 法第52条の営業許可を有すること。

(2) 条例による食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を行っていること。

(3) 法第30条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能（食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均90点以上）であること。

(4) 漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいる養殖場であること（活水産動物に限る。）。

4. ベトナム向け輸出水産食品製造施設等（製造施設等において取り扱われる水産食品の全量がベトナム国内にて他国向けに再輸出される製品の原

施設登録者は、以下の手続により最終加工施設の登録を行うこと。なお、施設登録はベトナム政府への登録が必要であり、登録完了までに数ヶ月を要する場合があるため、施設登録者はその旨を承した上で申請を行うこと。

(1) 施設登録者は、4. (1) に掲げる要件を確認するために必要な書類、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図を添付し、別紙様式1及び別紙様式2により、施設登録担当部局に申請する。

(2) 施設登録担当部局は、(1)の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告するとともに、別紙様式4により申請を受けた施設を所管する都道府県等衛生部局に情報提供を行う。

(3) 加工流通課は、(2)の報告を受けたときは、監視安全課及び必要に応じ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課と協議し、4.に掲げる要件を満たしていることが確認できた場合には、ベトナム政府に当該施設の登録を要請する。

(4)～(5) (略)

6. 登録施設の登録事項の変更

(1) (略)

(2) 施設登録担当部局は、(1)の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告し、加工流通課は、5. (3) 及び (4) に準じて手続を行う。

7. 登録施設の登録の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、監視安全課及び加工流通課は登録施設の登録を取り消すことができる。

(1) 登録施設が4. (1) の要件に合致しないことが判明したとき。
(2)～(3) (略)

料となるものを除く。以下この項において同じ。) の登録手続等

(1) ベトナム向け輸出水産食品を最終的に製造する者（以下「施設登録者」という。）は、3に掲げる要件を確認するために必要な書類、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図を添付し、別紙様式1及び別紙様式2により、施設が所在する都道府県の水産業を所管する部局（以下「施設登録担当部局」という。）に申請する。

(2) 施設登録担当部局は、(1)の申請を受理したときは、別紙様式3により水産庁加工流通課（以下「加工流通課」という。）に報告するとともに、別紙様式4により申請を受けた施設を管轄する都道府県、保管所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）衛生部局に情報提供を行う。

(3) 加工流通課は、(2)の報告を受けたときは、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（以下「監視安全課」という。）及び農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課と協議し、3に掲げる要件を満たしていることが確認できた場合には、ベトナム政府に当該施設の登録を要請する。

(4)～(5) (略)

5. 登録施設の登録事項の変更

(1) (略)

(2) 施設登録担当部局は、(1)の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告し、加工流通課は、4. (3) 及び (4) に準じて手続を行う。

6. 登録施設の登録の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、監視安全課及び加工流通課は登録施設の登録を取り消すことができる。

(1) 登録施設が3. の要件に合致しないことが判明したとき。
(2)～(3) (略)

8. 証明書発行機関の登録

(1) 衛生証明書（活水産動物を輸出する場合を除く。）

ア 登録施設等を所管する都道府県等の衛生部局が、衛生証明書を発行するに当たっては、別紙様式6により、監視安全課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 監視安全課は、当該申請を行った都道府県等の衛生部局について、厚生労働省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

(2) 食用水産品証明書（活水産動物を輸出する場合に限る。）

ア 養殖場を所管する都道府県の水産部局が、食用水産品証明書を発行するに当たっては、別紙様式7により、加工流通課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 加工流通課は、当該申請を行った都道府県の水産部局について、水産庁のホームページ上で証明書発行機関として公表したことを公表する。

9. 衛生証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合を除く。）

(1) 輸出者は、最終加工施設、又は最終保管施設（法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で4.

(1) のエ～カのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。）を所管する都道府県等の証明書発行機関に、別紙様式8に別紙様式9（I. を英語で記入したもの）及び以下の書類を添付して、原則、衛生証明書発行希望日の5日前（閉庁日を除く。）までに衛生証明書の発行を申請する。ただし、鮮魚の証明書発行申請日については、証明書発行機関の指示に従うこと。

ア 別紙様式8の記載内容が確認できる関係書類（インボイスの写し、パッキング・リストの写し、船荷証券(B.L.)又は航空貨物運送状(AWB)の写し等）

イ 営業許可証の写し等、輸出要件を満たす施設であることを確認するためには必要な書類（4.(2)に該当する場合に限る。）

ウ 食品等輸入届出（写し）（4.(2)のイに該当する場合に限る。）

7. 証明書発行機関の登録

(1) 衛生証明書（活水産動物を輸出する場合を除く。）

ア 登録施設を所管する都道府県等衛生部局が、衛生証明書を発行するに当たっては、別紙様式6により、監視安全課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 監視安全課は、厚生労働省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

(2) 食用水産品証明書（活水産動物を輸出する場合に限る。）

ア 登録施設を所管する都道府県水産部局が、食用水産品証明書を発行するに当たっては、別紙様式7により、加工流通課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 加工流通課は、水産庁のホームページ上で証明書発行機関として公表したことを公表する。

8. 衛生証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合を除く。）

(1) ベトナム向け輸出水産食品を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、当該食品を最終的に製造した施設を管轄する都道府県等の証明書発行機関に、別紙様式8に別紙様式9（I. を英語で記入したもの）を添付して、原則、衛生証明書発行希望日の5日前（閉庁日を除く。）までに衛生証明書の発行を申請する。ただし、鮮魚の証明書発行申請日については、証明書発行機関の指示に従うこと。

なお、別紙様式9について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄に Name and Address of Establishment (施設の名前及び住所) のみを記入する (Registration Number(登録番号)の記入は必要ない。)。

(2) 証明書発行機関は、ベトナム国内での消費を目的とする水産食品においては登録施設で最終的に加工されたこと、全量がベトナムから再輸出される水産食品においては4. (2)の要件を満たす施設で最終的に加工又は保管されたこと及び当該食品が食品衛生法上流通が可能であることを確認した場合、輸出者から提出された別紙様式9にReference No.、証明書発行機関名及び発行年月日を追記し、担当者が署名し、印章を押印し、衛生証明書を発行する。

なお、「Reference No.」については、都道府県等において独自に管理を行うこと。

(3)～(5) (略)

1.0. 食用水産品証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合に限る。）

(1) 輸出者は、養殖場を所管する都道府県の水産部局に別紙様式1.0に別紙様式1.1（I. を記入したもの）及び関係書類（生産者の名称が記載され、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式1.1のIの内容が確認できる書類（インボイスの写し等））を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式1.1について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄に Name and Address of Establishment (施設の名前及び住所) のみを記入する (Registration Number(登録番号)の記入は必要ない。)。

(2) 申請を受けた都道府県の水産部局は、当該活水産動物が4. (3)の要件を満たす養殖漁場由来である場合、食用水産品証明書（別紙様式1.1）を発行する。

(3)～(4) (略)

1.1. その他

なお、別紙様式9について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄に Name and Address of Establishment (製造保管施設の名前及び住所) のみを記入する (Registration Number(登録番号)の記入は必要ない。)。

(2) 証明書発行機関は、当該食品が3の要件を満たす施設で最終的に製造され、食品衛生法上流通が可能であることを確認した場合、輸出者から提出された別紙様式9にReference No.、証明書発行機関名及び発行年月日を追記し、担当者が署名し、印章を押印し、衛生証明書を発行する。

なお、「Reference No.」については、都道府県等において独自に管理を行うこと。

(3)～(5) (略)

9. 食用水産品証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合に限る。）

(1) 輸出者は、養殖場を管轄する都道府県の水産部局に別紙様式1.0に別紙様式1.1（I. を記入したもの）及び関係書類（生産者の名称が記載され、当該生産者が署名した水揚げの報告書）を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式1.1について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄に Name and Address of Establishment (製造保管施設の名前及び住所) のみを記入する (Registration Number(登録番号)の記入は必要ない。)。

(2) 申請を受けた都道府県の水産部局は、当該活水産動物が3の要件を満たす養殖漁場由来である場合、食用水産品証明書（別紙様式1.1）を発行する。

(3)～(4) (略)

1.0. その他

- | | |
|--|--|
| (1) ~ (2) (略) | (1) ~ (2) (略) |
| (3) ベトナムからの違反連絡等により、輸出水産食品の衛生状態が不良であることが確認又は推定された場合、関連の登録施設を所管する都道府県等衛生部局は、必要に応じ当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、都道府県等衛生部局の調査等に対して協力を行うこと。 | (3) ベトナムからの違反連絡等により、輸出水産食品の衛生状態が不良であることが確認又は推定された場合、関連の登録施設を管轄する都道府県等衛生部局は、必要に応じ当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、都道府県等衛生部局の調査等に対して協力を行うこと。 |
| (4) (略) | (4) (略) |

(別紙様式1)
年 月 日

都道府県施設登録担当部局長 殿

申請者
住所
氏名
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ベトナム向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設について、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承認します。

記

1. 加工施設の名称及び所在地
(略)

(別紙様式1)
年 月 日

都道府県施設登録担当部局長 殿

申請者
住所
氏名
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ベトナム向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設について、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承認します。

記

1. 施設の名称及び所在地
(略)

		別添
2. <u>加工施設の情報</u> (略)	2. 施設の情報 (略)	
3. (略)	3. (略)	
(削る)		
4. 施設の連絡先 (メールアドレス又はFAX番号)	<u>4. 施設の種類 (製造施設、保管施設、養殖場の別を記載すること。)</u>	
	5. 施設の連絡先 (メールアドレス又はFAX番号)	
		(別紙様式2)
Appendix 3	Appendix 3	
Summary on Foodhygiene and safety conditions of the food bussinessoperator (事業者の食品衛生安全条件の概要)	Summary on Food hygiene and safety conditions of the food business operator (事業者の食品衛生安全条件の概要)	
1~3 (略)	1~3 (略)	
4. Production conditions (production chain and export) (生産状況 (生産工程及び輸出)) :	4. Production conditions (production chain and export) (生産状況 (生産工程及び輸出)) :	
Farming and processing areas (養殖場及び <u>加工</u> 施設の名称及び住所) :	Farming and processing areas (養殖場及び <u>製造</u> 施設の名称及び住所) :	
Farming, harvesting, preparation and processing methods (養殖、漁獲、前処理及び製造方法) :	Farming, harvesting, preparation and processing methods (養殖、漁獲、前処理及び製造方法) :	
Feed handling and control measures applied in farming process (養殖行程で用いられる取扱い及び管理方法) :	Feed handling and control measures applied in farming process (養殖行程で用いられる取扱い及び管理方法) :	
Packing (labeling), transport and distribution methods (包装形態 (表示)、輸送及び流通方法) :	Packing (labeling), transport and distribution methods (包装形態 (表示)、輸送及び流通方法) :	
Inner packaging (内装形態) : <input type="checkbox"/> Box, <input type="checkbox"/> Bag, <input type="checkbox"/> Other()	Inner packaging (内装形態) : <input type="checkbox"/> Box, <input type="checkbox"/> Bag, <input type="checkbox"/> Other()	
Quality of material (材質) : <input type="checkbox"/> Paper, <input type="checkbox"/> Other()	Quality of material (材質) : <input type="checkbox"/> Paper, <input type="checkbox"/> Other()	

別添	
External packaging (外装形態) : <input type="checkbox"/> Box, <input type="checkbox"/> Bag, <input type="checkbox"/> Other()	External packaging (外装形態) : <input type="checkbox"/> Box, <input type="checkbox"/> Bag, <input type="checkbox"/> Other()
Quality of material (材質) : <input type="checkbox"/> Paper, <input type="checkbox"/> Other()	Quality of material (材質) : <input type="checkbox"/> Paper, <input type="checkbox"/> Other()
Labeling (表示の内容) :	Labeling (表示の内容) :
Transport and distribution methods (輸送方法) :	Transport and distribution methods (輸送方法) :
Transport temperature (輸送温度) :	Transport temperature (輸送温度) :
5~6 (略)	5~6 (略)
別紙様式 3 ~別紙様式 7 (略)	別紙様式 3 ~別紙様式 7 (略)
(別紙様式 8) 年 月 日	(別紙様式 8) 年 月 日
都道府県 保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿 特別区	都道府県 保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿 特別区
申請者 住所 氏名 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)	申請者 住所 氏名 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
衛生証明書発行申請書	
<p>「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知)に基づき、下記輸出水産食品<u>に係る</u>衛生証明書の発行を申請します。</p> <p>記</p> <p>1. 製品の詳細 ①~⑩ (略)</p>	
<p>「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知)に基づき、下記輸出水産食品<u>の</u>衛生証明書の発行を申請します。</p> <p>記</p> <p>1. 製品の詳細 ①~⑩ (略)</p>	

- ⑪ 用途： 日本や他の国への再輸出を目的とした水産食品
 ベトナム国内での消費を目的とした水産食品

2 (略)

(申請書の記載等に関する注意事項)

1～4 (略)

5. 登録を省略している施設については、営業許可証の写し等、輸出要件を満たす施設であることを確認するために必要な書類を添付すること。
6. 当該貨物が輸入品であり、かつ日本国内で処理を行わない場合は、食品等輸入届出（写し）を添付すること。

別紙様式9 (略)

都道府県水産部局長 殿

(別紙様式10)
年 月 日

申請者
住所
氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食用水産品証明書発行申請書

(略)

(誓約事項) (略)

(申請に関する注意事項)

1～2 (略)

3. (1) 及び (2) の関係書類を添付すること。

(1) (略)

(2) 別紙様式11のIの内容が確認できる関係書類(インボイスの写し等)

- ⑪ 用途： 日本や他の国に再輸出を目的とした水産食品
 ベトナム国内で流通を目的とした水産食品

2 (略)

(申請書の記載等に関する注意事項)

1～4 (略)

5. 登録を省略している施設については、輸出要件を満たす施設であることを確認するために必要な書類を添付すること。

別紙様式9 (略)

都道府県水産部局長 殿

(別紙様式10)
年 月 日

申請者
住所
氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食用水産品証明書発行申請書

(略)

(誓約事項) (略)

(申請に関する注意事項)

1～2 (略)

3. (1) 及び (2) の関係書類を添付すること。

(1) (略)

(2) 別紙様式11のIの内容が確認できる関係書類(インボイスの写し等)

別添

別紙様式 1 1 (略)

を添付すること。

別紙様式 1 1 (略)

別添